

菅原忠幸副会長インタビュー



菅原副会長の目指すまちづくりとは？



菅原：被災した皆さんに、たくさんの意見を出してもらっていますが、全てが実現できるとは限らない。早く進めるには、どこかで集約していかないといけない。少しでも、一つでも多く実現できるように交通整理するのが役員の任務だと思う。行政サイドには予算のこともあるが、職員も夜遅くまで頑張っている以上、皆から付託された希望に対して、全国にモデルとして発信出来るようなまちにして欲しい。ハンディキャップがある人もこの地区で安心して暮らせるように、私たちも一緒になって実現していきたい。

そのためにはどんな進め方が必要ですか

菅原：協議会の皆さんも、まちについての思いはそれぞれ微妙に違うこともあると思う。実業団ソフトボール部の監督をやったことがあるが、試合相手の手の内を知ることが大変良い結果に繋がった経験から、反対意見でも何でも相手の考えていることが判れば話し合いは出来るし、良い結果に繋がられる。怖いのは無言！何を考えてるか判らないと、どうしようもない。声を出し合うことですね。

そういう意味では、ワークショップで話し合うことは大事ですね。

菅原：私は、お人好しと言われても腹の中を見せた方がよいと思ってる。それと、人の悪口を言わないこと。自分の責任で判断したことなら人のせいにして悪くと言うのは良くない。意地悪い人は自分の心を明かさないものですが、大曲浜の人を「浜っ子」と呼ぶんです。口は悪いけど腹の中に隠し事がない。

江戸っ子と同じですね。「皐月の鯉の吹き流し、口先ばかりで、はらわたは無し」と言います。

菅原：「笑顔で挨拶出来るまち」「ここへ来て良かったなあと言えるまち」を創りましょう。エレベーターなんかで外人さんは直ぐ話しかけて来るが日本人は黙ってる。自然に挨拶できるのがよいと思うな。

協議会の皆さんに発信したいことを。

菅原：打ちっ放しゴルフ場は下がマットだから上手に打てるが、いざ実践となるとそうはいかない。私は土から直接打ち、打った球を拾いに行くのも運動になる、それが楽しくて上達出来たように思う。ゴルフも仕事も「楽しく取り組む」ことが大切だ、そうすると益々やる気が出てくる。まちづくりも楽しく進めたい。

ソフトボールやゴルフの経験から、まちづくりへ繋がる楽しいお話、ありがとうございました。

☆☆☆専門部会員募集中！！☆☆☆

新たに区画決定ルール検討部に鈴木学氏（浜須賀）、広報部に渡邊万里氏（下浜二）が部会員として参加してくださいました。なお、まちづくり通信前号で佐藤一氏（浜須賀）を宅地・公共施設計画検討部と紹介しましたが、正しくは区画決定ルール検討部でした。お詫びして訂正いたします。

編集後記

今回の編集会議も議論百出し、読みやすいまちづくり通信になってきたと思います。ここに来るまでの約3ヶ月、としまち研の皆さまには大変お世話になりました。これからもまだまだお世話になると思いますが、よろしくお祈りします。（広報部会長 土門一枝）

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 事務局

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字町浦 84 番地 としまち研東松島事務所内
Tel : 0225-98-5291 fax : 0225-98-5293 E-mail : higashimatsushima@tmk-web.com HP : http://www.tmk-web.com
皆様からのご意見、ご感想をおまちしております。（事務局：阿部久美子）

第4号 平成25年2月5日

東矢本駅北地区 まちづくり通信

発行 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 広報部会

目次

第2回ワークショップ……………2面
宅地・公共施設計画検討部会、区画決定ルール検討部会の合同部会開催…2、3面
第4回役員会開催……………3面
菅原忠幸副会長インタビュー……………4面

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会第2回総会開催のご案内

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会は、昨年11月21日の設立総会后、宅地・公共施設計画検討部会、区画決定ルール検討部会を中心に東矢本駅北地区の土地利用計画案の検討を行い、役員会で議論し、役員会から協議会総会に提案する土地利用計画案が固まりました。

この土地利用計画案を協議会として承認しますと、宅地造成工事の進捗に影響せず、協議会会員の皆さまの“一日も早く恒久的な住宅に移りたい”という願いを実現する具体的な第一歩となります。



【住宅地のイメージ写真】

平成25年2月4日

協議会会員 各位

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会
会長 小野 竹一

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会第2回総会のご案内

協議会が設立されて、まだ2ヶ月余ですが、各専門部会の皆さま、役員会の皆さまのご尽力のもと、まちの骨格にあたる道路、公園、集会所などを含む土地利用計画が固まってきました。これを協議会の案として決定することで、宅地造成工事の進捗に影響しないこととなります。

つきましては、下記により第2回総会を開催いたします。お忙しい中とは存じますが、重要な総会となりますので、お出かけくださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 平成25年2月15日（金） 午後7時から
- 2 場所 東松島市コミュニティセンターホール
- 3 議題 東矢本駅北地区の土地利用計画について
- 4 その他 【報告事項】
 - ・区画決定ルールの検討状況について
 - ・今後の進め方について

【お問い合わせ】ご不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 事務局
981-0503 東松島市矢本字町浦 84 番地 としまち研東松島事務所
電話 0225-98-5291

東松島市 移転対策部 生活再建支援課 移転支援班
電話 0225-82-1111（内線 1495）

第2回ワークショップ(1月23~25日)

寒くて、道路が凍結している悪条件のなか、コミュニティセンターホールにお出かけいただいたのは89世帯113名。

テーマは「新しい暮らしと向き合う」。内容は、去る1月16日の役員会で承認された東矢本駅北地区の土地利用計画と区画を選ぶ際の重点項目に関する意向把握でした。

土地利用計画の考え方については、大半のグループが「概ね了承する」という意向でしたが、複数のグループから「西側のブロックの南北に長い街区に東西方向の自転車・歩行者道路がほしい」という意見が出されました。

次に、「宅地の位置や特徴に応じて区画面積を増減する」という役員会の方針を受け、区画割の参考にするため、複数の項目を設定して、シールを使った投票とグループ討議によって、重視する項目を把握しました。



ワークショップ内で、全体に関係する質問に対して回答しましたので、ここで、質疑応答の一部を紹介します。

●防災集団移転

Q: 防災集団移転用地は、借地してから2年以内に家を建てないと返さなければならないという噂がありますが、本当ですか。

A: 家を再建するために市が貸すので、ずっと建てないというのは問題があります。何年以内という具体的な条件は、検討中です。

●災害公営住宅

Q: 戸建の災害公営住宅は、5年以内に払下げを受けないと集合住宅タイプに移らなければならないという噂がありますが、本当ですか。

A: 被災者の生活再建のために建設するものなので、そういうことはありません。

Q: 高層の災害公営住宅にはエレベーターがつかますか。その場合、別途管理費がかかりますか。

A: 3階建て以上の公営住宅にはエレベーターをつけ



ることが法律で決まっています。管理費は市の負担となります。

ワークショップは、協議会会員が、まちづくりに関する意見を出す大事な機会として必要に応じて行われています。

宅地・公共施設計画検討部会、区画決定ルール検討部会の合同部会開催(1月30日)

まず、今年に入ってからの検討経過を確認するなかで、これまで心配されていた矢本東小学校、矢本第一中学校の受入体制についての質問に対し、学校教育課から「余裕教室がまったくないわけではなく、子供の数が減っていく推移も勘案すると、転入学年に大きな隔たりがなければ、現段階では受入れ可能と判断できる。」との回答があり、一同ホッとしました。

次に、建設課より、これまで検討中だった災害公営住宅について、以下のような計画が発表されました。

- ・防災集団移転ゾーンの南北軸の道路に合わせ、南北の道路を設定し、かつ、2方向のアクセスを可能にするために東西にも道路を通してはいる。
- ・街区内には、北側に戸建て住宅ゾーン、その南の都市計画道路沿いの街区に1棟2戸建て(2戸1)タイプを配置。



- ・集合住宅を、2つの調整池の間の北側道路に沿って配置できないかとの意見もあり検討した結果、緊急車両が幹線道路から直接進入できることが望ましいとの考え、北側の農地に対する影の影響が大きくなる、冬季に北側道路の雪がほとんど解けなくなり危険などの理由により、現計画位置に配置するものとした。
- ・2戸1ゾーンについては特に区画を設けず、コモン(広場)をランダムに配置することで、高齢者を見守っていけるような住宅配置を行っていく。
- ・戸建ての宅地面積は1区画50~53坪位で計算。
- ・戸建て+2戸1住宅は196戸、集合住宅(5階建てを想定)77戸を建設予定。合計273戸を予定。
- ・集合住宅(5階建て程度)の位置については、日影を勘案し、周辺への影響が最も少ない位置(できるだけ調整池に日影が落ちるように)に配置した。

続いて、第2回ワークショップの結果報告と、役員会承認の土地利用計画案の一部変更(東西の自転車・歩行者道路の設置)の意見が複数出されたことが報告され、合同部会で再検討を行いました。

自転車・歩行者道路は便利だが、宅地面積が減るのは望ましくない、4m幅は必要ないのではないか、

4mを下回ると建設費の補助が付かない、などさまざまな意見が出されましたが、結論的には、宅地面積は減るものの道路を付けて「暮らしやすいまち」を選択することで合意しました。

さらに、区画面積の増減の考え方、区画決定までの進め方(案)についての事務局からの報告を受け、詳細は今後の検討とすることで合意しました。

第4回役員会開催(2月4日)

役員会では、まず、1月16日に開催した前回役員会以降の取り組みを確認し、宅地・公共施設計画検討部会、区画決定ルール検討部会、広報部会からの報告を受けました(前掲の内容など)。

続いて、総会に提出される議案として、東矢本駅北地区の土地利用計画について(議決事項)を確認をした後、区画決定ルールの検討状況や前述の3部会やこれから取り組みを開始する街並み検討部会、研修・イベント部会の今後の進め方について確認しました。

また、平成24年度の予算の変更と協議会会計規定について報告され、了承されました。

